

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	モデル地区内の普及啓発活動等業務委託について
--------	------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部地域整備課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	モデル地区内の普及啓発活動等業務
<b>担当課</b>	地域整備課
<b>目的</b>	<p>区内の建物の耐震化促進を図るため、地域危険度の高い地域（※）を対象に説明会及び戸別訪問等の積極的な普及啓発活動を実施する。また、建物所有者等の申込に基づき、簡易耐震診断と併せて住宅の耐震性等に関する相談業務を行い、耐震改修工事等へのきっかけづくりを行う。</p> <p>※ 倒壊危険度及び総合危険度が4の地域。地域危険度5の地域については、平成22年度から23年度の事業で実施済み。</p>
<b>対象者</b>	水道町、天神町、東榎町、山吹町、早稲田南町、馬場下町、西五軒町、南榎町、北新宿二丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、坂町、西新宿五丁目、高田馬場二丁目、住吉町の各地内の建物所有者等
<b>事業内容</b>	<p>①事業の実施にあたり必要な土地・建物等の現況を既存資料及び現地調査、登記簿等により整理する。</p> <p>②対象地区の建物所有者等に対し、耐震化の必要性等の説明を行い、建物所有者等からの耐震化の相談を受けるため、説明会及び相談会を開催する。（説明会等開催にあたりチラシ配布等必要な広報活動を行う。）</p> <p>③対象地区の建物に対し、個別訪問を実施し、耐震化支援事業の説明等を行う。</p> <p>④建物所有者等の申請に基づき、簡易耐震診断と住宅相談を無料で実施する。</p> <p style="text-align: center;">事業年度：平成24年度から平成27年度まで、継続実施</p> <p style="text-align: center;">対象数：15地区 約1900棟</p> <p style="text-align: center;">※地域の特性や対象棟数を勘案し事業年度内で順次実施</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第 14 条第1項)…  
報告事項

## 件名 モデル地区内の普及啓発活動等業務委託について

保有課(担当課)	地域整備課
登録業務の名称	モデル地区内の普及啓発活動等業務
委託先	建築設計新宿協同組合
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	水道町、天神町、東榎町、山吹町、早稲田南町、馬場下町、西五軒町、南榎町、北新宿二丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、坂町、西新宿五丁目、高田馬場二丁目、住吉町の各地内の 【提供する情報】 ・土地建物の権利者氏名、住所 ・土地の地番、地目、地籍等 【収集する情報】 ・土地建物の権利者氏名、住所、郵便番号、建物所在地、電話番号 ・土地の地番、地目、地積等 ・建物の用途、建築年次、増改築やリフォームの履歴 ・耐震化の意向、耐震診断結果、相談内容
処理させる情報項目の記録媒体	紙、電磁的媒体
委託理由	区内の建物の耐震化促進を図るため、地域危険度の高い地域を対象に説明会及び戸別訪問等の積極的な普及啓発活動を実施する。また、建物所有者等の申込に基づき、簡易耐震診断と併せて住宅の耐震性等に関する相談業務を行い、耐震改修工事等へのきっかけづくりを行う。
委託の内容	①事業の実施にあたり必要な土地・建物等の現況を既存資料及び現地調査、登記簿等により整理する。 ②対象地区の建物所有者等に対し、耐震化の必要性等の説明を行い、建物所有者等からの耐震化の相談を受けるため、説明会及び相談会を開催する。(説明会等開催にあたりチラシ配布等必要な広報活動を行う。) ③対象地区の建物に対し、個別訪問を実施し、耐震化支援事業の説明等を行う。 ④建物所有者等の申請に基づき、簡易耐震診断と住宅相談を無料で実施する。 対象数：15地区 約1900棟
委託の開始時期及び期限	平成24年6月から(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、委託に当たり提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報及び収集した情報は施錠できる金庫等に保管する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。